

令和 8 年度農業基盤情報基礎調査電子化業務

特別仕様書

東北農政局農村振興部設計課

第1章 総 則

第1－1条 適用範囲

令和8年度農業基盤情報基礎調査電子化業務（以下「本業務」という。）の実施にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）を参考とするほか、同仕様書に対する特記及び追記事項は、この特別仕様書によるものとする。

第1－2条 目的

本業務は、「基幹水利施設保全管理対策実施要綱」（平成23年4月1日付け22農振第2207号 農林水産事務次官通知）第2－1－(1)農業基盤情報基礎調査に基づき、農業農村整備事業等に係る農地等の整備状況について、令和8年度基幹水利施設保全管理対策農業基盤情報基礎調査調査要領に則り、発注者が所有する「※1 整備状況把握ツール」及び「※2 ArcGIS Desktop10.8.2」上で利用可能な電子データの処理を行うものである。

※1：「整備状況把握ツール」は、「農業基盤情報基礎調査」の結果をとりまとめるため、農林水産省農村振興局整備部設計課が開発したソフトである。

農業農村整備事業等の事業費、事業量などの諸元情報、農業水利施設の構造などの諸元情報、農地の地目、区画の規模などの属性情報についてツール入力を行いデータベース化を行うことができる。また、事業を実施した土地改良施設、基盤整備を行った農地の位置情報を把握するため、GIS機能により位置情報の入力・更新を行うことができる。

※2：「ArcGIS」は、米国ESRI社から開発・販売されている世界標準のGISソフトで一般市販されている。（日本ではESRI ジャパン(株)が総販売代理店）パソコン上で空間データの画像表現、分析、編集、処理、管理などを行うことができる。

第1－3条 業務対象地域

東北6県の各県全域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

第1－4条 業務の着手

受注者は、契約締結後14日以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務等の実施のため監督職員との打合せを開始することをいう。

第1－5条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書第1－6第3項によるものとし、下記のいずれかの資格を有することとする。

資格等	技術部門
技術士	情報工学又は農業部門
地理空間情報専門技術者 GIS 2 級相当以上	—
農業農村地理情報システム技士	—

なお、受注者は、本業務に配置する管理技術者が技術士又は地理空間情報専門技術者 GIS 2 級相当以上又は農業農村地理情報システム技士の資格を有することを明示した証明書の写しを本業務の応札資料の提出期限までに提出すること。

第 2 章 作業条件

第 2－1 条 作業環境

受注者は、業務の実施条件として、「整備状況把握ツール」をインストールできるパーソナルコンピュータ及び ArcGIS Desktop10.8.2 のソフトを保有していることとする。

なお、「整備状況把握ツール」のインストール環境は以下のとおり。

＜ハードウェア環境＞

CPU：1 ギガヘルツ（GHz）以上で 2 コア以上の 64 ビット互換プロセッサ

＜OS 環境＞

Microsoft Windows 11 バージョン 21H2（ビルド 22000）以降（※）

※OS のサービスパックについては、現在の最新バージョンである上記バージョンをサポート対象とする。

＜GIS エンジン＞

ArcGIS Maps SDK（※）

※ArcGIS Maps SDK は、整備状況把握ツールのインストーラに同梱されており、別途にインストールを行う必要はない。

※ライセンスは発注者より貸与する。（最大 3 ライセンスまで貸与可能。）

第 2－2 条 貸与資料等

本業務における貸与資料等は、次のとおりである。

なお、発注者が必要と認めたものは、別途貸与する。

	項 目	数 量
1	令和 8 年度基幹水利施設保全管理対策農業基盤情報基礎調査調査要領	一式
2	整備状況把握ツール 操作説明書	一式
3	整備状況把握ツール インストール DVD	一式
4	整備状況把握ツール 地図データ DVD	一式
5	整備状況把握ツール 背景図 DVD	一式
6	ArcGIS Maps SDK ライセンスキー	3 ライセンス (最大)
7	補助事業の調査成果	一式
8	農地の整備状況整理票及び地図・図面	一式
9	基幹水利施設整備状況整理票及び地図・図面	一式

第２－３条 貸与資料の取扱い

受注者は、本業務の実施に当たり貸与を受けた資料等について、その保管スペースを確保し、棄汚損のないようにするとともに、管理を徹底し紛失のないようにする。

また、業務完了後は、完了検査時に成果物と合わせ貸与資料を一括返納するものとする。

第３章 作業内容

第３－１条 作業項目、作業内容、数量

本業務における作業項目、作業内容及び数量は、次のとおりとする。

作業項目	作業内容	数量
(１) 作業準備	本業務内容及び貸与資料等を十分に把握した上で、一式業務実施計画書及び業務工程計画の作成を行う。	一式
(２) 調査地図の電子化		
１) 農地整備状況調査地図及び基幹水利施設調査地図の電子化	貸与資料、農地の整備状況調査地図及び整理票、基幹水利施設調査地図及び整理票をもとに、「整備状況把握ツール」及び「ArcGIS」を用いて、同ツール内の地図データ（面的整備シェープファイル {図形種別：ポリゴン}）に整備状況を反映する。	198 地区
(３) とりまとめ	作業項目（２）について、入力された調査結果の点検を行い、発注者との調整・指示により修正、成果物を取りまとめる。	一式

第３－２条 作業実施の留意点

本業務の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (１) 作業内容並びにツールの動作環境、整備状況把握ツール操作説明書、調査実施経緯等を十分熟知した上で作業を行うものとする。
- (２) 第３－１条（２）１）に当たっては、不足情報や不明点があった場合は、受注者はその内容を明らかにし、発注者に報告する。発注者が県等から情報収集を行い、得られた情報を受注者に提出する。それを基に受注者はデータの補正を行う。作業後、整備状況把握ツールにおいてエラー及びワーニングが検出された場合は、発生理由と原因を整理すること。

第４章 打合せ等

第４－１条 打合せ

共通仕様書第１－１０条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

打合せ場所は仙台合同庁舎内又はWEB とする。なお、打合せ時期・回数については、次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手段階

第2回 農地整備状況調査地図の電子化作業段階

最終回 成果物とりまとめ段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

第5－1条 成果物の提出

本業務の成果物及び提出期限は次のとおりとする。

(1) 業務の成果物

項 目	数量	備 考
①第3－1条 作業項目、作業内容、数量（2）1）の成果としての報告書 農地整備状況調査地図及び基幹水利施設調査地図の電子化について、各地区電子入力の結果を地区ごとに出力、装丁した報告書。	一式	A4縦版（正副2部） ※市販のファイルで綴じること。
②農地整備状況調査地図及び基幹水利施設調査地図データシェープファイル、整備状況把握ツールからの出力ファイル 第3－1条 作業項目、作業内容、数量（2）1）の成果としての農地整備状況調査地図及び基幹水利施設調査地図の入力済み（編集完了後）データ。	一式	DVD-R（正副2部） ※シェープファイル及び整備状況把握ツールからの出力ファイルは県別にとりまとめること。

成果物は、設計業務等の電子納品要領（案）による必要はないが、最新時点のソフトによりウイルスチェックを行ったデータを記録メディアDVD-Rに記録し、提出するものとする。

(2) 提出期限

令和8年11月27日（金）までに中間報告を行うものとする。

(3) 成果物の構成等

成果物の構成及び装丁の詳細については、（1）業務の成果物への対応を前提として、別途監督職員と受注者の協議により定めるものとする。

(4) 成果物の提出先

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区本町3－3－1 仙台合同庁舎A棟5階
東北農政局農村振興部設計課

第6章 定めなき事項

第6－1条 定めなき事項

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。